

平成16年9月8日

「変更届」取扱いの変更について

社団法人 東京都自動車整備振興会

【変更届取扱い変更の理由】

現在、会員管理データがT O S S業務統合システムのデータベースとなっており、支所窓口における用紙類等販売時での領収書の会社名印字が会員管理データに基づいているため、迅速なる会員管理データの更新を行う必要があります。

会員管理データの修正は、正確を期すため認証カード（写）並びに本会変更届を基に行っており、会員事業場社名変更等変更手続きの速やかなデータ更新に下記事由による変更は本会受付後、本部から支部へ提出する方法に変更させていただきました。

また、複数事業場を有する事業者が同時に複数事業場について同様の変更手続きを行う場合、代表事業場が変更届並びに変更にかかる全事業場リストを振興会に提出して本会受付後、本部から各支部に報告する方法に変更させていただきました。

記

【本会受付後、支部へ提出する変更届】

「氏名又は名称等の変更」は、本会受付後に支部へ提出とする。

【支部受付後、本会へ提出する変更届】

「事業場所在地の変更」は、従来通り支部経由による提出とする。

届出の種類	事由	提出方法
変更届	(1)氏名又は名称等の変更 法人及び事業場の名称の変更 法人の住所の変更 法人代表者の変更 法人格変更（含個人から法人） 相続、合併、分割	本会受付後、支部へ提出
	(2)事業場所在地の変更 支部内の移転 支部移動を伴う移転 （転入支部扱い）	支部受付後、本会へ提出 （従来通り）

【備考】入会申込書、退会届並びに譲渡譲受による入退会等に関する手続きは、従来通り支部経由による提出。